

带状疱疹予防接種費用助成

令和
8年度
任意

任意予防接種

予防接種法に定められていないため、費用助成の有無や実施期間は自治体によって異なります。希望者と医師との相談によって接種を判断し、個人予防を目的として行います。



対象者

(1) 50歳以上の区民 (定期接種の対象者を除く) **拡充しました！**

(2) 带状疱疹の発症リスクの高い18歳から49歳の区民※

※「疾病や治療等により免疫不全または免疫機能が低下した方」が該当します。

実施場所

区内指定医療機関

※区内指定医療機関一覧表は区のホームページでご確認ください。

※50歳未満の対象者のうち、区内指定医療機関で接種が困難な場合は、区ホームページからオンライン手続きができます。

予診票の申し込みは不要です。

医療機関の助成券で接種を受けてください。

※接種予約が必要な場合があります。
事前に医療機関へご確認ください。

助成回数・金額

ワクチン	回数	金額
生ワクチン	1回	4,000円
不活化ワクチン	2回	1回につき 11,000円

※50歳未満の方は不活化ワクチンのみ接種できます。

※接種費用は医療機関により異なります。

※医療機関が設定した接種費用と助成金額の差額を医療機関へお支払いください。

※費用助成は生涯に1度(生ワクチン1回または不活化ワクチン2回)限りです。

二次元コード



費用助成の詳細は、

または、

世田谷区 带状疱疹予防接種



で検索！

お問い合わせ先：世田谷保健所 感染症対策課

TEL：03-5432-2437 (世田谷区予防接種コールセンター)

令和
8年度
定期

高齢者^{たいじょうほうしん}带状疱疹^{たいせうほうしん}予防接種

必ず年度内の接種をお願いします。

定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種で、対象者や接種期間が定められています。区市町村が主体となり実施します。



対象者

過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがなく、次のどちらかに該当する方。

(1) 令和9年3月31日時点で、

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
⇒令和8年3月下旬に予診票を発送済みです。(黄色い封筒)

(2) 接種日時点で、

60歳から64歳の方で、免疫の機能に障害があり、
1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方
⇒世田谷保健所感染症対策課に予診票のお申し込みが必要です。



自己負担額

ワクチン	回数	金額
生ワクチン	1回	4,000円
不活化ワクチン	2回	1回につき 10,000円

※生活保護または中国残留邦人等支援給付受給中の方は無料。



接種期間

令和8年4月1日(水)
～令和9年3月31日(水)



実施場所

都内23区の指定医療機関
※世田谷区の指定医療機関一覧表は
区のホームページでご確認ください。

二次元コード



定期接種の詳細は、

または、

世田谷区 带状疱疹予防接種



で検索！

お問い合わせ先：世田谷保健所 感染症対策課

TEL：03-5432-2437 (世田谷区予防接種
コールセンター)